

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針
～当面5年間（令和6年度～令和10年度）の考え方～

斜里町

本町の森林面積は57,248haで、その内町有林は1,635ha、町有林を除く一般民有林（私有林等）は5,679haあります。町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や町単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されます。このため、本町では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備

森林の有する多面的機能を発揮させるために、森林経営計画を作成している森林については、整備を一層推進させ、森林経営計画を作成していない森林については、適正な管理が行われるように働きかけを行い、災害防止や水源涵養等の視点で重要な森林については、条件に応じた管理等を行い、健全な森林資源の維持に努めます。

2 人材育成・担い手確保

地域の森林整備の促進や、森林経営管理制度等の新たな業務を円滑に進めるために、必要な人材の育成や担い手の確保を行い、円滑な事業推進が図られるように努めます。

3 木材利用の促進

森林整備に繋げるために、公共施設等における地域材の利用促進等により、木材の利用促進に努めます。

4 普及啓発

森林の多面的機能や森林整備の必要性を住民等に理解してもらうために、植樹祭等により普及啓発に努めます。